

令和5・6年度物品等競争入札参加資格審査申請（随時受付用）に係るQ & A

No.	区分	よくあるお問い合わせ	回 答
1	随時登載関係	随時登載の申請ができるのは、どういう場合か。	①特定調達契約に係る申請 ②営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行おうとする者で、次のいずれかに該当する場合 イ 資格者名簿に登載されていた者から営業用資産を承継した者 ロ 資格者名簿に登載されていた者が名簿に登載される際に有していた営業用資産を持って設立した法人 ハ 資格者名簿に登載されていた法人が他の法人と合併して設立した法人 ③定期の受付期間（毎年11月1日から翌年1月31日まで）以降に、引き続き業として競争入札に付する契約に係る業務を営む期間が1年に達した場合 ④入札公告後、その入札に参加希望される場合（企業局及び病院事業局が行う入札を除く） のいずれかに該当する場合に限り、申請を受理する場合があります。詳細については、県庁会計局会計課（電話023-630-2723）にお問い合わせください。
2	随時登載関係	申請を受付する場所はどこか。	上記No. 1 ①及び④に該当する方は、当該入札案件の公告で指定されている提出場所（入札担当課）へ、②及び③に該当する方は、県庁会計局会計課へ提出してください。
3	随時登載関係	申請から登載までにはどれくらいの期間がかかるのか。	上記No. 1 ①又は④に該当する方は、当該入札案件の資格審査区分に応じた基準日まで、②又は③に該当する方は、申請の受付から約1週間で登載となります。（書類に不備がない場合）
4	随時登載関係	法人成りにより、既登載者（個人事業主）を廃止し、営業用資産を継承した法人が新たに名簿登載を希望する場合は、どういった申請が必要か。	上記No. 1 ②ロにより、営業用資産を引継いだ法人から、新規の資格審査申請手続きが必要となります。（申請書類に「営業譲渡契約書」等を添付すること） また、営業譲渡により事業を廃止した個人事業主の「事業の廃止届（様式第10号）」も必要です。（登記簿上、新設法人となるため、変更届では処理できません。）
5	随時登載関係	法人合併により、既登載者Aが消滅会社、未登載者Bが存続会社になり、Bが新たに名簿登載を希望する場合は、どういった申請が必要か。	上記No. 1 ②ハにより、存続会社Bから、新規の資格審査申請手続きが必要となります。（申請書類に「合併契約書」等を添付） また、合併により消滅したAの「事業の廃止届（様式第10号）」も必要です。（登記簿上、Aの変更登記とはならないため、変更届では処理できません。）
6	随時登載関係	合併等により、営業用資産を継承した法人の「競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）」の設立又は事業開始年月は、存続する会社の設立年月でよいか、それとも合併年月を記載するのか。	存続する会社の設立年月を記載してください。（登記事項証明書の設立年月と一致するように記載してください。）
7	随時登載関係	合併等により新設した法人のため、決算期に達していないが、財務諸表の提出はどうすればよいか。	合併時の資産を証する書類と被合併法人の決算書類を提出してください。
8	随時登載関係	合併等により新設した法人のため、まだ税金が課税されていないが、納税証明書は必要か。	必要となります。消費税及び地方消費税に関しては「未納の税額がないことの証明書」を、県税に関しては、「県税の滞納がない証明書」を提出してください。
9	申請全般	昨年度の様式で申請してよいか。	「令和5・6年度用」の様式を御使用ください。
10	申請全般	申請書の様式はどこでもらえるのか。	山形県ホームページからダウンロードしていただけます。（No.12参照） また、郵送することも可能です。（No.11参照）
11	申請全般	申請書の様式を郵送してもらいたい。	返信先（郵便番号・住所・氏名）を明記し、250円分の切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封のうえ以下の宛先に請求してください。なお、封筒には「競争入札参加資格審査申請書請求」と朱書してください。 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 山形県会計局会計課調達担当 あて」

令和5・6年度物品等競争入札参加資格審査申請（随時受付用）に係るQ & A

No.	区分	よくあるお問い合わせ	回 答
12	申請全般	申請書の様式をダウンロードしたい。	山形県ホームページの次のいずれかの項目から「競争入札参加資格審査申請（物品及び役務）の定期受付」を御覧になり、ダウンロードしてください。 ①事業者(トップページ写真の右上)＞目的から探す 入札情報・資格審査等＞入札参加資格等(物品・役務) ②県政情報(トップページ写真の右下)＞入札情報・資格審査等＞入札参加資格等＞入札参加資格等(物品・役務)
13	申請全般	複数枚提出が必要な申請書は1部原本でその他はコピーでもよいか。	コピー（モノクロ）でも構いません。
14	申請全般	どのような書類を添付するのか確認したい。	「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の「5 提出書類（3～5頁）」を御覧ください。 （※ 共同企業体の場合は、「12 共同企業体として申請する場合（9～10頁）」を御覧ください。）
15	申請全般	物品と役務を希望する場合の申請は、2回申請しなければならないのか。	「 1事業者1申請 」となりますので、分けて申請していただく必要はありません。（1事業者につき、複数の申請はできません。）
16	申請全般	県内に本店又は営業所等がないと申請できないのか。	競争入札参加者の資格要件ではないため、県内に本店又は営業所等がなくとも申請は可能です。ただし、物品電子調達システムの利用者登録については、県内に本店又は営業所等がないと申請できません。
17	申請全般	業務委託（役務）の申請をしたい。	業務委託（役務）の申請は、原則としてこの申請（物品等競争入札参加資格審査申請）による手続きを行ってください。 ただし、建設工事関連役務6種（「除排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」）に係る申請を行う場合は、県庁県土整備部建設企画課（電話023-630-2402）にお問合わせください。
18	申請全般	①建設工事関連役務6種（「除排雪」「道路・河川等に係る維持修繕」「土木施設に係る設備・機器保守点検」「植栽等管理」「支障木伐採」「森林整備」） 以外の役務 を行う場合の申請はどうなるのか。 ②上記役務6種の申請をしたい場合はどうなるのか。 ③提供可能な業種が、上記役務6種と、それ以外と両方ある場合はどうなるのか。	①会計局会計課の所管となりますので、物品等競争入札参加資格審査申請による手続きを行ってください。 ②県土整備部建設企画課の所管となりますので、県庁県土整備部建設企画課（電話023-630-2402）にお問合わせください。 なお、建設企画課所管の名簿に登載された場合は、6役務の入札参加時に限り、会計課の名簿への登載が行われたものと見なされます。 ③6役務が含まれる場合は建設企画課へ申請し、 6役務以外については会計課所管の名簿へ登載されている必要がありますので、会計局会計課にも申請してください。
19	参加資格	いつからいつまでの入札参加資格になるのか。	登載日（手続完了日）から令和7年3月31日までの入札参加資格となります。 令和7・8年度の更新を希望される場合は、令和6年11月1日から令和7年1月31日まで（定期受付期間）に、更新申請が必要となります。
20	参加資格	登録しないと県との取引ができないのか。	競争入札には参加できませんが、随意契約に係る見積合せには参加できます。
21	参加資格	登録業者の格付け(ランク等)はあるのか。	会計局会計課が管理している資格者名簿には、格付けの概念はありません。
22	参加資格	名簿に登載されると、入札の案内がくるのか。	資格者名簿に登載されても、自動的に、又は直ちに指名等があるという制度ではありません。 また、現在、予定価格160万円超の物品調達、250万円超の印刷物及び100万円超の建物保守管理や廃棄物処理等の業務委託は、条件付一般競争入札で執行していますので、参加を希望される場合は山形県ホームページ等で入札公告を随時確認してください。
23	参加資格	山形県の資格者名簿に登載されると、山形県内の市町村の入札に参加することができるのか。	参加することはできません。 山形県内の市町村の入札に参加希望される方は、各自治体にお問合わせください。
24	参加資格	共同企業体で申請したいが、資格要件はあるのか。	「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の「12 共同企業体として申請する場合（9頁）」を御覧ください。

令和5・6年度物品等競争入札参加資格審査申請（随時受付用）に係るQ & A

No.	区分	よくあるお問合わせ	回 答
25	参加資格	入札に共同企業体で参加する場合は、共同企業体としての申請が必要か。	競争入札への参加は資格者名簿に登載されていることが条件となるため、原則として申請が必要となります。ただし入札案件ごとに条件が異なる場合がありますので、案件ごとに御確認ください。
26	申請書	過去に名簿登載されていたが、今回の申請にあたって以前の登録番号を記入すべきか。	申請時点で名簿に登載されていない場合は、新規登録の取扱いとなりますので、登録番号欄は記入しないでください。
27	申請書	様式の枠外に字がはみ出るが構わないか。	欄外の余白を利用して、続けて記載（入力）していただいて構いません。
28	申請書	物品販売の営業種目と、役務の営業種目を選択できるか。	県と取引したい営業種目について、物品販売・役務に関わらず、優先順位の高い順に5つまで選択できます。なお、記載していただいたもの以外の営業種目の入札の参加資格を制限するものではありません。 （業として1年以上行っていれば選択していない種目でも入札に参加申請できます。）
29	申請書	①営業種目が5つない場合はどうしたらよいか。 ②営業種目が5つで足りない場合はどうしたらよいか。	①5つ未満の場合、残りの欄は空欄にしてください。 ②5つを超えて記載いただくことはできませんが、「取扱品目」は自由記載ですので、72文字の文字制限の範囲内で記載していただくことは可能です。
30	申請書	「取扱品目」は、記載した営業種目以外の内容は記載できないのか。	自由に記載していただけますが、基本的には記載していただいた営業種目に一致する内容を、具体的に記載してください。
31	申請書	ISO認証を取得していると、何か優遇されるのか。	特段の優遇措置はありませんが、指名競争入札の指名業者選定の際の参考とする場合があります。
32	申請書	障がい者雇用推進事業主等に登録していると、何か優遇されるのか。	「県内」の障がい者雇用推進事業主等に対する優遇措置があります。詳細については県庁産業労働部雇用・産業人材育成課（電話023-630-3265）にお問合わせください。
33	申請書	代表者の役職名は登記事項証明書に合わせなければいけないのか。	定款などにおいて使用している役職名でも構いません。
34	申請書	従業員数について、1か月を超える期間を定め雇用している派遣社員がいるが含めるのか。	派遣社員は含めなくてよいです。
35	委任状	委任事項を削除する場合は、訂正印が必要か。	不要です。委任を行わない事項を二重線等により削除してください。
36	委任状	支店長（又は営業所長等）の「私印」を受任者使用印にできるか。	個人を特定できるものであれば、受任者の方の「私印」でも結構です。 （役職名・個人名がない会社名のみ印鑑は不可。）
37	委任状 及び 使用印鑑届	（受任者）使用印の押印が2箇所にあるのはなぜか。	各事業者からの要望により、支店・営業所等がある場合でも、多くの法人では事務の効率化から代金請求・受領等の経理業務を本店等で一元化しているとの実態を踏まえ、代金請求・受領を区分して（受任者）使用印を登録できるようにしています。
38	委任状 及び 使用印鑑届	（受任者）使用印が「見積・入札等」と「代金請求・受領」で同じ場合でも2箇所に押印する必要があるか。	2箇所への押印が必要です。 （社内規程等で請求書や受領書に使用印を押印しない取扱いをされている場合は、「代金請求・受領」の欄は押印せずに枠を斜線を引いてください。）
39	使用印鑑届	見積や入札等の全てで実印を使用する場合も、使用印鑑届の提出が必要か。	実印のみ使用される場合は提出の必要はありません。
40	使用印鑑届	代表者の「私印」を使用印にできるか。	個人を特定できるものであれば、代表者の方の「私印」でも結構です。 （役職名・個人名がない会社名のみ印鑑は不可。）

令和5・6年度物品等競争入札参加資格審査申請（随時受付用）に係るQ & A

No.	区分	よくあるお問い合わせ	回 答
41	委任状 及び 使用印鑑届	委任状と使用印鑑届をともに提出することはできるのか。	委任状と使用印鑑届は重複して提出することはできません。 委任状は、本県との契約行為を行う名簿登載者を本店（代表取締役）以外とする場合に提出するものであるのに対し、使用印鑑届は、支店・営業所等に委任せずに本店（代表取締役）が名簿登載者となる場合で、実印とは別の印鑑を契約等に使用する場合に提出するものです。
42	委任状 及び 使用印鑑届	入札・契約等は委任するが、代金請求・受領を委任しない場合で、代金請求・受領に使用印鑑を使用する場合はどのようにすべきか。	委任状の「受任者使用印（b）」の「受任者」の文言を二重線等により削除し、当該使用印鑑を押印してください。
43	県内事業所一覧表	なぜ、県内事業所一覧表が必要なのか。	各総合支庁や県の出先機関で執行する入札では、入札参加者の地域を限定して行うことがありますので、この場合の確認等に用いるため提出していただくこととしています。
44	県内事業所一覧表	県外本店で、県内に1箇所の事業所があるが、その事業所長（支店長や営業所長等）を受任者とする場合も提出が必要か。	県内に事業所等がある場合は必ず提出してください。
45	県内事業所一覧表	県内本店のみの場合も提出が必要か。	必要ありません。
46	県内事業所一覧表	県外本店の法人で、県内に事業所等があるが、その事業所等に委任しない場合は「山形県内に事業所等がない者」と考えてよいか。	委任の有無に関わらず、山形県内に支店又は営業所等の事業所を有する法人の場合は、「県内事業所一覧表（別記様式第4号）」を提出してください。
47	契約履行実績一覧表	山形県の様式以外で作成してもよいか。	山形県の様式の内容を全て具備していれば、任意の様式でも結構です。（コピー可）
48	許可・認可証等	名簿登載期間中に許認可の期間が満了するが、延長後の許認可証（写し）を提出する必要があるか。	延長後の許認可証（写し）の提出が必要です。この場合、変更届（別記様式第9号）は提出不要です。
49	財務諸表	決算期を変更したため、直近の決算期間が12か月分ないが、添付する財務諸表はどうすればよいか。	財務諸表については、直近の12か月分の内容が確認できる財務諸表（前期及び前々期分）を提出してください。
50	財務諸表	数か月前、合併により新設した法人のため、決算期に達していないが、財務諸表の提出はどうすればよいか。	合併時の資産を証する書類と被合併法人の決算書類を提出してください。
51	身分証明書	身分証明書は住民票でもよいか。	住民票とは異なります。 市町村で発行する、「身分証明書」という、破産の登記をされていない旨の証明書です。
52	納税証明書	未納税額があると登載されないのか。	未納額がある方は登載できません。 ただし、徴収猶予を受けている場合はこの限りではありません。
53	納税証明書	県内に複数の事業所等がある場合、山形県の納税証明書はそれぞれの事業所単位で必要となるのか。	事業者単位で課税されることから、納税証明書は1通となります。
54	納税証明書	山形県税の納税証明書は山形に事業所がない場合でも発行可能なのか。	山形県内に事業所がなくても発行可能です。
55	納税証明書	県税の納税証明書は、事業所等所在地を管轄する総合支庁でしか発行しないのか。	県内どこの総合支庁でも発行します。

令和5・6年度物品等競争入札参加資格審査申請（随時受付用）に係るQ&A

No.	区分	よくあるお問合わせ	回 答
56	納税証明書	「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の【提出書類一覧（4～5頁）】中の⑭個人県民税の納税証明書を市町村に発行申請したが、「県民税はわからない」と言われた場合どうしたらよいか。	「住民税の滞納がない証明書」と御説明ください。
57	納税証明書	各種納税証明書は、指定されている以外の様式のものでもよいか。	不可です。それぞれについて「物品等競争入札参加資格審査申請要領」の【提出書類一覧（4～5頁）】で指定したものの提出をお願いします。 ただし、山形県内各市町村で発行する⑭個人県民税の納税証明書につきまして、未納額が記載されたものが発行された場合、会計局会計課に御相談ください。
58	納税証明書	法人の場合、消費税及び地方消費税の納税証明書は、どこで発行してもらえばよいか。	本店所在地を管轄する税務署で発行されます。
59	納税証明書	個人の場合、 ①消費税及び地方消費税の納税証明書は、どこで発行してもらえばよいか。 ②個人県民税の納税証明書は、どこで発行してもらえばよいか。	①申告先の税務署で発行されます。 ②住所地のある山形県内各市町村税務担当課で発行されます。
60	納税証明書	数か月前に合併により新設した法人のため、まだ税金が課税されていないが、納税証明書は必要か。	必要となります。国税に関しては「未納の税額がないことの証明書」を、県税に関しては、「県税の滞納がない証明書」を提出してください。
61	誓約書	誓約書を求める理由は何か。	平成23年8月1日に「山形県暴力団排除条例」が施行されたことによるものです。
62	誓約書	住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ押印が必要となるのか。	押印は不要です。 住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名は申請書（別記様式第1号）と同じ内容を記載してください。
63	労働保険	個人は労働保険に加入しなくてよいのか。	個人の場合でも、業種や従業員の有無により、加入義務が発生する場合があります。詳細は、労働局にお問い合わせください。